

平成21年第4回定例会提出

対馬市政治倫理条例の一部を改正する条例

日程第8. 発議第12号

○議長（作元 義文君） 日程第8、発議第12号、対馬市政治倫理条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提出者の趣旨説明を求めます。10番、小宮教義君。

○議員（10番 小宮 教義君） ただいま議題となりました発議第12号、対馬市政治倫理条例の一部を改正する条例について、その提案理由と内容について御説明を申し上げます。

発議第12号、平成21年12月10日対馬市議会議長、作元義文様、提出者、対馬市議会議員、小宮教義、賛成者、対馬市議会議員、兵頭栄、同、桐谷徹、同、阿比留光雄、同、齋藤久光、同、黒田昭雄、同、脇本啓喜。

対馬市政治倫理条例の一部を改正する条例について、上記議案を別紙のとおり地方自治法第112条第2項及び会議規則第14条の規定により提出をいたします。

提案理由、対馬市政治倫理条例の公正公平を図るため、地方自治法第244条第3項による指定管理者も含めた条例の改正をするものであります。

では、その内容について御説明を申し上げます。

対馬市政治倫理条例の一部を改正する条例（案）

対馬市政治倫理条例（平成17年対馬市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第3号中「第6条」を「第8条」とする。

第5条第1項中「企業（以下「関係企業」という。）は、」を「企業及び法人（以下「関係企業」という。）は、」に改める。

第16条を第18条とし、第13条から第15条までを2条ずつ繰り下げる。

第12条中「第9条」を「第11条」に改め、同条を第14条とする。

第11条を第13条とし、第10条を第12条とする。

第9条第6項中「第8条第1項」を「第10条第1項」に改め、同条を第11条とする。

第8条第1項中「第3条及び第5条」を「第3条、第5条、第6条及び第7条」に改め、同条を第10条とする。

第7条を第9条とし、第6条を第8条とする。

第5条の次に次の2条を加える。

（指定管理者の指定に関する遵守事項）

第6条 前条第1項に規定する企業又は議員、市長等若しくはその配偶者若しくは1

親等の親族及び2親等の親族が役員をしている法人その他の団体は、法第244条の2第3項に規定する指定管理者とならないように努めなければならない。

(社会福祉法人等の役員の就任に関する遵守事項)

第7条 議員、市長等は市から補助金等(対馬市補助金等交付規則(平成16年対馬市規則第37号)第2条第1項に規定するものをいう。)の交付を受ける社会福祉法人、学校法人、NPO法人その他の法人について、報酬を受領する役員に就任しないように努めなければならない。

附則として、この条例は、平成22年4月1日から施行する。という内容でございます。

この12月の定例議会におきまして、ぜひ結審していただけるようお願いを申し上げます。

以上であります。